

地域医療に関する意見書

少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在や看護師をはじめとした医療スタッフの不足の解消は大きな課題となっており、地域医療サービスをめぐっては、全国で「医療過疎」や「医療の貧困」ともいえる状況に直面している。

政府は医師確保対策等一定の財政措置や「5つの安心プラン」によって地域医療とその担い手に対する支援策を公表しているが、地域医療サービスや医療財政の確保は喫緊の課題となっている。

現在、各自治体において公立病院改革プランの策定作業が進められているが、へき地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療などいわゆる不採算医療といわれる分野の医療提供を担っている公立病院の存続と医療サービスの継続的提供は地域にとって生命線とも言える重要な課題である。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであり、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、国の責務である。

よって国におかれては、国民が地域において良質な医療、安心して信頼のできる医療を継続して受けることができるよう、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、適切な医療財源の確保を図ること。
 - 2 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し、予算措置を行うこと。
 - 3 特に、喫緊の課題となっている救急やへき地医療の確保について、国において抜本的な対策を行うこと。
 - 4 「公立病院改革プラン」の策定に当たっては、地域住民が安心して身近で継続的に医療サービスを受けられるよう、住民・利用者・医療関係者等の意見を十分に踏まえて実施するとともに、地域医療の後退を招くことのないよう、医療機能の維持・強化を前提とし、必要な予算措置を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月17日

徳島県議会議長 福 山 守